

「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	指定の取消し又は一時停止の処分（指定排水設備工事業者）	
根拠条例等・条項	堺市下水道条例第5条の7	
所 管 課	サービス推進部 給排水設備課	
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	（指定の取消し又は一時停止） 第5条の7 管理者は、市指定排水設備工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、市指定排水設備工事業者の指定を取り消し、又は1年を超えない範囲において指定の効力を停止することができる。 (1) 第5条の3第1項各号の規定に適合しなくなったとき。 (2) 次条第1項の規定に違反したとき。 (3) 第5条の5に規定する市指定排水設備工事業者の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備工事の施工ができないと認められるとき。 (4) 前条の規定による届出をしなかったとき、又は虚偽の届出をしたとき。 (5) その施工する排水設備工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。 (6) 不正の手段により、市指定排水設備工事業者の指定を受けたとき。 2 第5条の3第2項の規定は、前項の場合について準用する。 （堺市下水道条例）	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	指定の取消しの場合聴聞、その他の場合弁明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	